

2020年8月7日

中国の「固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律」改正 - 2020年9月1日施行 (New revised People's Republic of China (PRC) Law on the Prevention and Control of Environmental Pollution by Solid Wastes – effective 1 September 2020)

要旨

中国の現行の「固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律」(前回改正は2015年)では、固形廃棄物(特定の輸入許可を得た場合を除く)および有害廃棄物の輸入、投棄、廃棄処分を禁止しています。現在輸入が禁止されている固形廃棄物および有害廃棄物、ならびに輸入許可が必要な廃棄物は、中国の管轄部門が発行している各目録に記載されています(下記参照)。この輸入許可に関する許認可制度は2011年8月1日より施行されています。

2020年9月1日より施行される「固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する法律」の改正法は、禁止されている固形廃棄物を輸入した場合や、適切な輸入許可を取得していない場合に、その固形廃棄物の返還と廃棄処分について、運送人と輸入業者に連帯責任を課し、違反した場合に科す罰金額を大幅に引き上げるものです。

中国は2020年後半に固形廃棄物の輸入を削減する予定で、2021年1月1日からは中国への固形廃棄物の輸入はすべて禁止されますのでご注意ください。この全面禁止によって、2021年1月1日からは固形廃棄物の輸入に関する許認可制度がなくなる予定です。

2020年改正法

- [添付I](#) - 中国への輸入禁止固形廃棄物の目録。輸入ができないもの。
- [添付II](#) - 輸入制限のもとで原材料として使用することができる固形廃棄物の目録。現在は「原材料として使用可能な制限付き固形廃棄物の輸入許可」を得ることで輸入できるが、2021年1月1日以降は輸入が禁止されるもの。
- [添付III](#) - 原材料として使用可能であり、輸入制限を受けていない固形廃棄物の目録。このような廃棄物は、現在は許可を得たうえで輸入できるが、2021年1月1日以降の輸入は禁止される。添付IIの目録に記載の固形廃棄物と異なり、添付IIIの目録に記載の固形廃棄物の輸入業者は、「原材料として使用可能な固形廃棄物(制限なし)の輸入許可」を得る必要がある。
- [添付IV](#) - 中国への輸入が既に禁止されており、今後も引き続き禁止となる有害廃棄物の目録。

輸入制限は、固形廃棄物の輸入に関する行政措置に基づき、2011年8月1日より中国で始まった許認可制度の対象となります。運送人は、中国への固形廃棄物の輸送を受け入れる前に、荷送人に対して、(i) 該当する固形廃棄物の輸入許可証、(ii) 固形廃棄物の輸入に関する受荷主の登録証明書、(iii) 固形廃棄物の海外サプライヤーの登録証明書、(iv) 輸入する固形廃棄物の輸出前検査証明書の提出を要求する必要があります。この許認可制度は、すべての固形廃棄物の輸入が禁止される2021年1月1日より前の、2020年の年末まで実施されます。

海上輸送により中国に輸入された固形廃棄物の返還と廃棄処分に関する責任を定めた現行の法律では、輸入が禁止されている固形廃棄物の返還と処分費用について、運送人が輸入業者を特定できない場合に限り、運送人に責任を課していましたが(2015年改正、第78条)。今回の改正法では、禁止されている固形廃棄物を輸入した場合や、

輸入禁止固形廃棄物目録で定められた許認可要件を順守していなかった場合に、固形廃棄物の返還と廃棄処分について、運送人と輸入業者の双方に連帯責任が課せられます。そのため、運送人が輸入業者を把握している場合でも、運送人が責任を負うことがあります。仮に運送人と輸入業者が固形廃棄物の返還を拒否する場合、または3ヵ月以内に返還の手配を行わない場合、管轄当局は廃棄物を返還するよう輸入業者と運送人に対して措置を講じることになります。返還できない固形廃棄物の場合や、税関が返還しない決定を下した場合には、その固形廃棄物は関係当局によって廃棄処分され、運送人と輸入業者が処分費用について連帯責任を負うことになります。

また、今回の改正法では、当該法に違反した場合の罰金も大幅に引き上げられています。運送人が、禁止されている固形廃棄物を中国領内に輸送した場合、または中国領内を経由して有害廃棄物を輸送した場合、運送人と輸入業者に50万人民元(約71,000米ドル)から500万人民元(約710,000米ドル)の罰金が科されると定められています(第115条第1項)。これは、税関当局による固形廃棄物の輸出地への返還命令とは別に科される罰金です。改正法では、有害廃棄物を除く固形廃棄物が中国領内を通過することを禁止していません。運送人が固形廃棄物を中国経由で輸送する場合、その固形廃棄物(有害廃棄物を除く)が中国の港で荷揚げされなければ、税関への申告は不要であると理解されています。ただし、中国の港で荷揚げされ、中国領内を通過する場合には、輸入許可を得る必要があります。

法律違反に対する罰金が大幅に引き上げられることを踏まえ、メンバーの皆さまにおかれましては、固形廃棄物の輸送を引き受ける際には、記名式船荷証券または海上運送状を発行し、発行の際には、船荷証券や海上運送状に記載された受荷主名が上記の輸入許可証と登録証明書に記載された輸入業者名と一致していることを確認することをお勧めします。さらに、貨物について何らかの疑義がある場合、特に、荷送人が以前にも中国へ固形廃棄物を輸送したことがあるとメンバーが理解している場合には、荷送人に対して、輸入許可証、登録証明書、輸出前検査証明書だけでなく、上記の目録に製品の税関コードが記載されていれば、その税関コードの提示も求めるべきです。

禁止されている固形廃棄物を輸送したことで、港での荷揚げ後にその廃棄物を原因とする環境汚染が発生した場合には、追加の罰金が科される可能性があり、その額は、汚染による直接的な経済的損失と同額から3倍に相当する金額、または、その事故が重大な性質のものであるとみなされる場合には、汚染による直接的な経済的損失の3倍から5倍に相当する金額で計算されます(第118条)。改正法は、中国海域内での海上輸送を原因とする海洋環境へのこのような汚染損害の防止と管理を規定するものではなく(第2条)、これについては中国の別の法律で定められています。

改正法では、荷送人の誤申告により輸入された場合を区別していませんが、運送人は、誤申告が原因で罰金を科された場合には、それについて異議を申し立てることができます。中国行政処罰法(第27条第2項)によれば、禁止されている固形廃棄物の輸入が軽微な行為であるとみなされ、輸入後に悪影響をもたらすことなく迅速に是正された場合には、行政処分は科されないものとされています。

ただし、禁止されている固形廃棄物の返還と廃棄処分については、運送人は引き続き輸入業者と連帯責任を負うことになります。

中国の領土または領海内で事故が発生した場合、船舶に積載された貨物、または船体・機関類も(固形廃棄物の識別基準 - 一般規則(GB34330-2017)に基づき)固形廃棄物としてみなされることがあり、その場合、中国の法律に従って処分する必要があります。これは、貨物や船舶が損傷によって本来の使用価値を失ったか否か、そして、船舶がその後原材料として使用できるか否かによって異なります。損傷を受けた貨物が修復不能で、本来の用途で再販売できない場合、または、事故によって船体や機関類の一部が中国国内での破壊のために売却されるような場合、それらの貨物・船体・機関類は固形廃棄物としてみなされる可能性が高く、税関当局の監督のもと廃棄処分する必要があります。国際P&Iグループは、このような事態になった場合の当局の判断は個々の状況に応じて異なるだろうという法的アドバイスを受けています。

この地域で輸送を行うメンバーは、固形廃棄物による環境汚染の防止および管理に関する中国の法律の対象となりうるすべての活動について、十分に注意を払い、常に慎重を期すことを推奨します。改正法の施行に向けて、税関が貨物の検査と輸入された固形廃棄物の検査を強化することが予想されます。密輸の疑いをかけられ、それによって法律違反による罰金を科されることを避けるため、中国にいかなる廃棄物を輸送する場合も、相当の注意を尽くし、慎重に要件を確認することをお勧めします。

改正法で課される要求事項について疑問がある場合は、マネージャーにご連絡ください。改正法の英語版と中国語版は、本Circularの[添付V](#)および[添付VI](#)に含まれています。

国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブが同様のCircularを発行しています。

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Circular はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。